

○熊本市補助金等交付規則〔財政課〕

昭和 43 年 10 月 1 日

規則第 44 号

(目的)

第 1 条 この規則は、補助金及び交付金(以下「補助金等」という。)の交付に関する事務の取扱いについて基本的事項を規定することによって補助金等に係る予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

(執行上の責務)

第 2 条 補助金等に係る予算の執行は、法令(条例及び規則を含む。以下同じ。)及び予算で定めるところに従い、公正かつ効率的でなければならない。

(他の法令等との関係)

第 3 条 補助金等に関しては、他に特別の定めのあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

(交付の申請)

第 4 条 補助金等の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金等交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、補助金等の交付の対象となる事務又は事業(以下「補助事業等」という。)の実施前に市長に提出しなければならないこととする。

(1) 事業計画書

(2) 予算書

(3) その他市長が必要と認める事項

(交付の決定)

第 5 条 市長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請書の審査及び必要に応じて行う実地調査等により補助金等の交付の決定をするものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

第 6 条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等交付決定通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。

(計画変更の申請等)

第7条 補助金等の交付の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には遅滞なく補助事業等計画変更申請書(様式第3号)に第4条各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならないこととする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助事業等に要する予算を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業等の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助金等の交付の決定を受けた者は、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは遅滞なく市長に報告してその指示を受けなければならないこととする。

3 市長は、第1項の申請書の提出があった場合又は前項の報告があった場合には補助金等交付取消・変更通知書(様式第4号)により交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

(関係書類の整備)

第8条 補助事業等を行う者(以下「補助事業者等」という。)は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類等を常に整備しておかななければならないこととする。

(実績報告)

第9条 補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、その日から30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならないこととする。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 決算書又は決算見込書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金等の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたとき又は補助決定額を減額したときは、交付すべき補助金等の額を交付決定通知に基づき確定し、補助金等交付確定通知書(様式第5号)により当該補助事業者等に通知する

ものとする。

(補助金等の交付)

第 11 条 補助金等は、前条により確定した額を補助事業等の終了後(補助事業等が継続して行われている場合は、各年度終了後)に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業等の性質上その事業の終了前又は年度途中で交付することが適切と認めるときは、一括又は分割して事前に概算額を交付することができる。

3 前項の交付を受けようとする補助事業者等は、補助金等概算交付申請書(様式第 6 号)を市長に提出しなければならないこととする。

4 市長は、第 2 項の概算額の交付決定をしたときは、補助金等概算交付通知書(様式第 7 号)により補助事業者等に通知するものとする。

(決定の取消し)

第 12 条 市長は、補助事業者等が補助事業等に関して次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの規則に基づく市長の指示に違反したとき。

(2) 補助金等を他の用途に使用したとき。

(3) 虚偽その他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。

(補助金等の返還)

第 13 条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

2 市長は、交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

(違約加算金)

第 14 条 補助事業者等は、第 12 条の規定による取消しを受け、補助金等の返還を請求されたときは、その請求に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならないこととする。

2 補助金等が 2 回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を請求された額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受領したものととし、当該返還を請求された額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求された額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 第 1 項の違約加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を請求された補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された補助金等の額に充てられたものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第 15 条 市長は、補助事業者等が補助金等の返還を請求され、当該補助金等又は違約加算金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

(補則)

第 16 条 この規則に定めるもののほか補助金等の事務の取扱いに関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(略)